

●●● 第2章 ●●●

計 画 の 概 要

1. 計画の性格と期間

1. 計画の性格

(1) 本計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、行橋市の男女共同参画における現状課題や社会的動向等を踏まえた上で、行橋市男女共同参画審議会からの提言を受けて、男女共同参画社会の早期実現に向けた市の総合的な施策の指針とするものです。

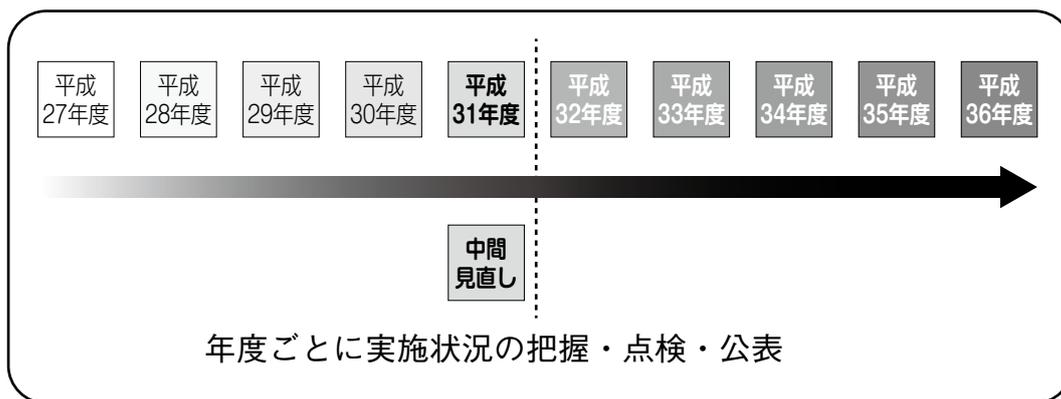
(2) 本計画は、以下の法律に基づく各計画として位置づけます。

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、「行橋市男女共同参画を推進する条例」第9条に係る基本的計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

また、本計画の策定にあたっては、国・県の関連計画を踏まえた上で、第5次行橋市総合計画ほか、行橋市における関連分野の条例・計画等とも整合性を図っています。

2. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間とし、計画の進捗状況を適宜把握していきます。ただし、社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である平成31年度に見直しを行うものです。



2. 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

行橋市では、性別にとらわれず、一人ひとりが自分自身の個性と能力を活かし、多様な生き方を選択できるまちづくりを目指し、平成16（2004）年に「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。この条例は、行橋市における男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めています。

本計画は、この条例を具体化したものであることから、計画の基本理念においても、条例に示した8つの基本理念に基づくものとします。

「行橋市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念

- 1 **男女の人権を尊重**
男女の性別に関係なく、一人の人間として、個性や能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、人権が尊重されなければなりません。
- 2 **社会制度・慣行についての配慮**
男は仕事、女は家庭・育児といった役割分担意識にとらわれず、様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行を見直していきましょう。
- 3 **政策等の立案・決定への共同参画**
男女が社会の対等なパートナーとして、市の政策や企業、団体などにおける方針の立案や決定に共同して参画できるようにしましょう。
- 4 **教育への配慮**
教育がまちづくりの上で果たす役割は、大変大きいものがあります。学校のみならず、社会のあらゆる場面を教育とみなし、男女共同参画を学びましょう。
- 5 **家庭と仕事等との両立**
お互いの協力と社会の支援によって、家事・育児・介護などの家庭生活と、地域活動や仕事などの社会生活が両立できるようにしましょう。
- 6 **性と生殖に関する健康と権利の尊重**
女性・男性それぞれがお互いの体の特徴を理解し、妊娠・出産などに関してお互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営めるようにしましょう。
- 7 **少子高齢化への配慮**
安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、高齢化社会の問題を解決し、高齢者も活躍できる社会をつくりましょう。
- 8 **国際的協調**
男女共同参画社会の形成は、国際的な条約や行動綱領の取り組みとしても進められています。したがって、国際社会との連携や協調が重要です。

さらに、本計画では、前記の基本理念に基づき、「第2次行橋市男女共同参画プラン（平成17年度～26年度）」を踏まえ、市の将来像を以下のように定めました。

**《将来像》
ともに支え 認め合い だれもが活躍できるまち ゆくはし**

この将来像は、これまでの慣行を見直し、新たな価値観を創造し、ともに支えあい、お互いに認め合い、市民一人ひとりが活躍できるまちを目指したものです。

2. 基本目標

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

基本目標1 互いに自立し支え合う社会づくり

誰もが自身の個性と能力を活かし、活躍できる社会の実現には、お互いに協力し、支え合う体制づくりが必要不可欠です。家庭生活、仕事、地域活動や個人の時間の両立を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護支援の充実、労働環境の整備促進などを行います。また、高齢者や障がい者など、より困難な立場に置かれやすい人々への安全・安心な生活の支援を行います。

基本目標2 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。ドメスティック・バイオレンス（DV^(※)）やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントなどの人権侵害根絶に向け、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組みます。また、生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。

基本目標3 あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが、様々な場における男女共同参画へとつながります。社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで広報・啓発、また研修等を実施し、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

基本目標4 だれもが平等に参画できるまちづくり

市政や地域活動など、様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるように、政策・方針決定過程へ性別にかかわらず誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域・事業者などへの情報提供や啓発を通じた女性の登用促進に取り組みます。また、多様化するニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を行います。

3. 施策の体系

